

令和6年度 北本市人権教育推進委員会

令和6年9月25日(水)

15時00分から

北本市文化センター

第2研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員長・副委員長の選出
- 4 議 事
 - (1) 令和6年度人権教育・啓発事業計画について
 - (2) その他
- 5 閉 会

※ 会議資料

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1 令和6年度人権教育・啓発事業計画 | 【資料1】 |
| 2 北本市人権教育推進委員会規則 | 【資料2】 |
| 3 北本市部落差別解消に向けた教育に関する基本方針 | 【別 冊】 |

令和6年度 北本市人権教育推進委員会名簿

R6.9.25現在

No	氏 名	備 考	
1	北岡 正剛	自治会連合会	
2	原口 穰	小・中学校校長代表者	
3	岡安 栄一	小・中学校教頭代表者	
4	河野 新	小学校代表者	
5	杉山 敦司	中学校代表者	
6	小野 純子	社会教育委員	
7	岸 信利	PTA連合会	
8	江間 早百合	文化団体連合会	
9	高橋 あさの	民生委員・児童委員協議会	
10	奥山 美穂	人権擁護委員	
11	木村 祐紀子	人権推進課	
12	長谷川 典子	学校教育課	

令和6年度人権教育・啓発事業計画

1 重点施策

(1) 基本的人権を尊重する教育の推進

ア 人権教育推進体制の充実

イ 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

① PTA人権教育研修会の開催 (全11校)

* 令和5年度は中丸小、石戸小、南小、北小、東小、宮内中で実施。(参加者計577名)

PTA	実施日	内 容	参加者数
北小	6月20日(木)	「大切な友達」 文部科学省の動画 インターネット視聴	278
石戸小	6月26日(木)	「ともにかんがえる人権」	13

② 生涯学習公民館等人権教育研修会の開催 (各公民館等)

施設名	開催日	講 師	主 題	参加者数
東 部 公 民 館	6月 5日(水)	岡田 勝雄 氏	同和問題の今日に至るまで	20
中 丸 公 民 館	6月 6日(木)	NPO法人地域教育ネットワーク 笠松 直美 氏	インターネットと人権	21
南 部 公 民 館	6月13日(木)	人権教育アドバイザー 関根 トミ子 氏	人生をいきいきと楽しもう	23
学習センター	6月14日(金)	NPO法人地域教育ネットワーク 笠松 直美 氏	人生を楽しく生きるには	22
北 部 公 民 館	7月 5日(金)	人権教育アドバイザー 関根 トミ子 氏	高齢者の人権	12
コミュニティセンター	9月 4日(水)	NPO法人地域教育ネットワーク 笠松 直美 氏	自分の人権 ～自分らしい生き方～	20
西 部 公 民 館	9月11日(水)	人権推進課	人権を尊重する社会	16
勤労福祉センター	10月16日(水)	人権推進課	男女共同参画社会の実現に向けて	
中 央 公 民 館	令和7年2月14日(金)	未定		

③ 人権を守る市民の集いの開催

(北本市、北本市教育委員会、北本市人権擁護委員会共催)

令和6年12月8日(日) 北本市文化センター

○内 容 ・市内中学生による人権作文の朗読

・講演「ファッションモデルより車いすの今の幸せを幸せに思う理由

～ 絶望、愛、飛躍～」

鈴木ひとみ 氏

④ 生涯学習人権講座研修会

回	開催日	人権課題	講 師	会場	参加者数
1	6月18日(火)	ヤングケアラー	日本ケアラー連盟理事 全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会副会長 弁護士 藤木 和子 氏	北本市役所	45
2	9月 3日(火)	人権全般	北本市立中丸東小学校 教 頭 熊倉 秀幸 氏	北本市 文化センター	33
3	11月 5日(火)	災害時の人権	埼玉県防災士会 理事 防災士 田中 緑 氏	北本市 文化センター	—
4	12月 3日(火)	同和問題	部落解放正統派埼玉県連合会 書記長 藤崎 昇 氏	北本市役所	—

⑤ 南部地区人権教育実践報告会

○開催日 令和6年7月26日(金)

○会 場 草加市文化会館

○内 容 ・小中高校生の人権作文発表・表彰

・「同和問題」、「子供」*、「高齢者」、「障害のある人・様々な人権課題」、「女性」、
「外国人」の6分科会に分かれての実践報告、協議

* 「子供分科会」はオンライン開催

⑥ 北本市立堀の内集会所事業

・ 概 要

「蒲桜子ども会」(対象:石戸小学校及び西中学校の全児童・生徒) 全4回

「成人・長寿学級」(対象:成人・高齢者) 全4回

・ 日 程

回	日 時	内 容	指導者・協力者
1	令和6年 10月 5日 (土)	開講式 バルーンアート	講師 バルーン工房まちのふうせんやさん
2	12月 8日 (日)	おたのしみ会 ワークショップ	講師 WOOLY 井上 直美 氏
3	令和7年 2月 8日 (土)	ふれあい交流「ニュースポーツ」 (ラダーゲッター)	講師 長澤 守 氏
4	3月 8日 (土)	閉講式 レクリエーション	講師 マリンバ・スティールパン奏者 小針 彩葉 氏 他1名

(2) 人権啓発活動の充実

ア 人権教育啓発資料の刊行

- ① 人権文集『じんけん』第51集 令和7年3月発行予定
市内小中学校全児童生徒に配布
- ② 北本市教育委員会人権教育啓発資料 } 『ふれあい』 令和7年2月発行予定
北本市人権教育推進委員会広報 }
北本市『広報きたもと』2月号と同時配布 (全戸配布)

2 北本市人権教育啓発資料検討委員会の開催

開催日時及び場所：令和6年11月～令和7年1月 (全4回)、北本市文化センター

3 北本市人権教育推進委員会の開催 (本日)

4 北本市立堀の内集会所運営委員会の開催

○北本市人権教育推進委員会規則

昭和 5 6 年 1 2 月 2 6 日

教委規則第 1 1 号

改正 平成 6 年 2 月 2 5 日教委規則第 4 号

平成 1 4 年 6 月 2 6 日教委規則第 6 号

平成 1 5 年 3 月 2 7 日教委規則第 4 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 日教委規則第 1 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 5 6 年条例第 2 6 号）第 3 条の規定に基づき、北本市人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）の組織・運営に関する事項について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 自治会連合会の代表者 1 人
- (2) 小・中学校の代表者 若干名
- (3) 社会教育関係団体の代表者 若干名
- (4) 知識経験者 若干名
- (5) 市職員 2 人

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長が、その職務を代理する。

(専門委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、北本市同和教育推進委員会規則(昭和47年教委規則第1号)により委嘱されている北本市同和教育推進委員会委員

は、この規則により委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、当該委員会規則により委嘱された日までとする。

附 則（平成 6 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年教委規則第 6 号）

この規則は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年教委規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、北本市同和教育推進委員会規則（昭和 5 6 年教委規則第 1 1 号）により委嘱されている北本市同和教育推進委員会委員は、この規則により委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、当該委員会規則により委嘱された日までとする。

附 則（平成 1 5 年教委規則第 1 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北本市人権教育推進委員会規則の規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

北本市部落差別解消に向けた 教育に関する基本方針

2018（平成30）年3月

（2023（令和5）年3月改訂）

北本市教育委員会

目 次

はじめにー「部落差別解消推進法」の施行を受けてー	1
--------------------------	---

第1章 今後の同和教育の基本的方向	3
-------------------	---

第2章 今後の学校同和教育の在り方

1 就学保障について	4
2 学力保障について	4
3 進路保障について	5
4 同和問題学習について	5
5 児童生徒の生き方指導について	6
6 学校同和教育の推進体制について	6

第3章 今後の社会同和教育の在り方

1 「同対法」施行以降の社会同和教育	8
2 同和問題の正しい理解のための同和問題学習について	9
3 地区住民の文化・教育の向上について	9
4 仲間づくりを目指した集会所事業について	10
5 地区内外の交流活動の促進について	10
6 推進体制及び指導者の養成について	11

おわりにー部落差別のない社会を実現するためにー	12
-------------------------	----

はじめに―「部落差別解消推進法」の施行を受けて―

平成8年、国の地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題する意見具申において、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」との基本的な考え方を示しました。

この意見具申を踏まえ、国は平成9年に人権擁護推進審議会を設置しました。同審議会は2年間の調査審議を経た後、平成11年に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」と題する答申をまとめました。この答申を踏まえ、国は平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、また、この法律を具体化するために、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

このような中、平成14年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、これまでこの特別措置法に基づく特別対策の対象とされた地域においては、他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなりました。埼玉県においても平成14年に「埼玉県人権施策推進指針」を、平成15年には「埼玉県人権教育推進プラン（埼玉県人権教育基本方針）」を策定しました。また、同プランを改定した「埼玉県人権教育実施方針」を平成25年に策定、令和4年に改定し、人権教育の中に同和教育を明確に位置づけ、今後の方針を示しています。

さらに、国においては、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

「部落差別解消推進法」の第1条では「現在もなお部落差別が存在」し、「部落差別は許されないもの」であるとの認識が示され、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とされており、そのような社会を実現するために、第3条では、国及び地方公共団体の責務が示されています。

また、差別のない社会の実現を目指すため、地方公共団体の努力義

務として、第4条では相談体制の充実、第5条では教育及び啓発を行うことが掲げられています。

埼玉県においては、令和4年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。「部落差別解消推進法」同様、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする」とともに、第3条では、具体的に4項目を挙げて部落差別の禁止を規定しました。

本市においては、昭和47年に北本市同和教育推進委員会を設置し、学校同和教育及び社会同和教育を両輪に据え、同和問題の早期解決を目指してきました。平成15年には、これまでの同和教育の成果や課題を踏まえた「今後の北本市同和教育の基本方針」を、さらに、平成25年には「北本市同和教育の基本方針」を策定しました。本市教育委員会はこの「北本市同和教育の基本方針」の下、同和教育を人権教育の重要な課題の一つとして人権教育推進の全体計画の中に明確に位置づけ、北本市立堀の内集会所事業を始めとした人権教育・啓発活動に積極的に取り組み、成果を上げてきました。

しかし、この間の社会情勢の変化は目覚ましく、新たな差別事象も発生しています。このため、「部落差別解消推進法」の趣旨を反映するとともに「第五次北本市総合振興計画」との整合性を図ることを目的に、これまでの本市における同和行政の取組の成果や課題を踏まえ、新たに「北本市部落差別解消に向けた行政に関する基本方針」を策定することとし、これに併せて本市教育委員会も新たに平成30年度から令和9年度までを期間とする「北本市部落差別解消に向けた教育に関する基本方針」を策定することとしました。

(注1) 同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の人権問題のことをいいます。

方針のタイトルでは、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づいた基本方針であることと、部落差別の解消に向けて取り組んでいくという北本市の姿勢を示すことから「部落差別の解消に向けた」と表現しています。この方針の中の記述では、他の計画等との整合性を図るため、行政で用いられている「同和問題」「同和行政」「同和対策」

「同和地区」「同和教育」といった表現を使用しています。

第1章 今後の同和教育の基本的方向

これまでの同和教育の成果を踏まえ、部落差別の解消にとって教育の果たす役割が重要であるとの考えから、同和教育を人権教育の重要な課題の一つとして位置づけ、学校教育と社会教育が連携・協力しながら、同和問題の早期解決に向けた教育や啓発活動を推進します。同和教育の推進に当たっては、「部落差別解消推進法」に示された基本認識の下、差別のない社会を実現することを目指して、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点及び個々の同和問題の解決という個別的な視点で諸問題に取り組んでいきます。

差別のない社会を実現する上での今日的重点課題は、言語や文字、行為を媒介として顕在化する心理的差別の解消を図ることです。この心理的差別については、着実に解消に向かって進んではいるものの、依然として差別事象の発生が見られます。また、差別発言やインターネット上での差別的な書き込み等による事象、戸籍謄本の不正取得等、「身元調査」による人権侵害などもいまだに発生しています。さらに、時として発生する「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの啓発効果を一挙に覆すことにつながります。

今後も、これら心理的差別及び「えせ同和行為」等の課題の解消を目指すため、生涯学習の視点に立ち、生涯にわたるあらゆる場面で、学校教育と社会教育とが連携・協力して、同和教育に取り組めます。

第2章 今後の学校同和教育の在り方

1 就学保障について

「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）施行以前、地区住民の多くは、貧困のために高校・大学などの教育を受ける機会が十分に保障されていませんでした。この状況を改善するために学校同和教育として最初に取り組んだ事業が就学保障でした。その後、「同対法」、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「同和3法」という。）に基づく施策を受けて、生活の安定が図られていくとともに同和对策事業に基づいた奨学金制度や本市が実施している入学準備金貸付制度などの積極的な活用によって、高校・大学への進学率が格段に向上し、就学保障という学校同和教育の目的は基本的に達成できました。

一方で、我が国において、近年、保護者の失業などによって高校・大学などへの進学を断念する生徒や、途中で退学する生徒・学生が出るなど新たに深刻な問題が発生しています。

全ての児童生徒が、経済的理由で進学を断念したり中途退学したりしないように、本市が実施している入学準備金貸付制度、国・県の高校奨学金制度、授業料減免制度を活用しながら就学保障に取り組んでいきます。

2 学力保障について

「同対法」施行以前には、地区内外の児童生徒の学力に大きな格差が見られたために、学力保障が学校同和教育の目標として掲げられました。

その後、親の教育への関心の高まりや「同和3法」に基づく施策を受けた集会所における学力向上学級の開催によって地区の児童生徒の学力も次第に向上し、全体として学力の格差は解消してきました。

現在、本市では、全ての児童生徒を対象に、「主体的・対話的で深い学び」を目標に授業を実施し、小・中学校9年間を通した一貫性のある教育の充実を図っています。また、創意工夫を生かした教育課程を編成・実施し、目標に準拠した適正な評価方法により、一人一人の児童生徒に確かな学力が付くよう努めていきます。

3 進路保障について

「同対法」施行以前には、部落差別に基づく身元調査や就職差別が頻繁に見られました。「同対法」施行後は、就職差別の撤廃を目標に掲げ、同和地区生徒の進路相談及び就職支援に力を入れてきました。その後、昭和50年に発生した「部落地名総鑑」事件をきっかけに企業における啓発活動が進み、就職差別は次第に減少し、おおむね解消してきたものの、完全になくなったわけではありませんでした。また、現在では、インターネット上に被差別部落の地名が掲載されるという新たな差別事象が発生しています。

加えて、近年は経済状況がやや好転したものの、非正規労働者の増加により世帯所得が低下し、相対的貧困家庭が増加した結果、経済的な理由で進学を諦めざるを得ない生徒がいるなど、新たな問題が発生しています。

本市では、これらの課題に対して、今後とも、系統のかつ計画的にキャリア教育を行い、児童生徒の健全なキャリア形成を支援していきます。また、就職を希望する生徒に対する進路保障の取組を積極的に進めていきます。

4 同和問題学習について

「同対法」施行以前には、地域社会の中には同和地区に対する明らかな差別意識や偏見が存在しており、その影響を受けて、児童生徒の中にも同和地区に対する差別意識や偏見が広範囲に見られたために、同和問題解消のための学習が重要な取組の一つとされました。その後、学校における同和教育の充実化や成人を対象にした社会同和教育、啓発活動の実践によって、児童生徒の差別意識は着実に減少してきたものと認識しています。

しかし、昨今の情報技術の発達によって、インターネット上に被差別部落の地名が掲載されるなど、新たな差別事象も見られます。児童生徒が正しい知識のないままインターネット上の情報に触れる事態が想定されます。このため、学校における同和教育を通して、同和問題に対する正しい知識と態度を身に付けさせる必要があります。

これらのことを踏まえ、人権を大切にする意識や態度を育てる人権教育、同和教育は、ますます重要になってきています。本市においても、全ての教育課程の中に人権教育を位置づけるとともに、「人権感覚

育成プログラム」を活用し、計画的、積極的に人権教育、同和教育を推進していきます。

また、児童生徒一人一人を大切にする教育を推進するために、管理職を始めとする教職員の人権感覚を磨くことが肝要です。本市では、管理職、教職員を対象に人権教育研修会を計画的に開催し、人権意識や人権感覚の高揚を目指した人権学習を進めると同時に、個別の人権課題に取り組んでいます。

加えて、同和教育を十分に受けてこなかった比較的年齢の若い教職員が増えていることも踏まえ、「差別の現実学ぶ」ための有効な研修の在り方を検討していきます。

さらに、発達段階に即した同和問題学習が充実するよう、小・中学校の連携を深めていきます。

5 児童生徒の生き方指導について

「部落差別解消推進法」第5条には「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と規定されています。

この「教育及び啓発」の一環として、全ての児童生徒に対して、いじめのない差別に出会ったときにもそれに負けないような生き方ができるよう「生き方指導」に取り組むとともに、教師と児童生徒・保護者との信頼関係の上に立ち、全ての教育活動を通して人権を尊重する教育を推進していきます。

6 学校同和教育の推進体制について

学校同和教育を具体的かつ計画的に推進するために、市内全小・中学校に学校人権教育部を設置する一方、市内教育研究部として、各校の人権教育主任による学校人権教育推進委員会を組織し、その中で、同和教育の計画立案や推進を行います。

学校人権教育部や学校人権教育推進委員会は、同和教育を人権教育の重要課題と位置づけて取り組むという基本方針に沿って全体計画を企画・立案するとともに、児童生徒、地域の実態に即し、全校の協力体制の下、着実な実践に努めていきます。

また、人権教育及び同和教育推進のためには指導者の養成と適切な

教材等が欠かせないことから、今後とも、人権教育主任研修会や授業研究会等を積極的に開催していきます。

第3章 今後の社会同和教育の在り方

1 「同対法」施行以降の社会同和教育

国の同和対策審議会は昭和40年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」と題する答申をまとめました。そして、この答申の内容を具体的に実施するための法律として昭和44年に「同対法」が施行されました。

その後、同和問題は行政の責任という認識の下、昭和57年に「地域改善対策特別措置法」が施行され、さらに、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」へと改正されながら33年間にわたり総額16兆円にも及ぶ様々な施策が実施されてきました。

本市でも国の方針を受け、昭和47年には北本市同和教育推進委員会を条例設置し、講演会や研修会、字別懇談会、映画会、公報（広報けやき）発行等を行い、積極的な同和教育・啓発を推進してきました。

また、昭和48年の同和対策集会所の設置を契機として、同年より小学校学力向上学級、中学校学力向上学級、成人学級を実施し、翌昭和49年より幼児学級、婦人学級、高齢者学級を実施してきました。

集会所事業の主な内容

	開設年月	指 導 者	備 考
幼児学級	昭和49年11月	地区女性	月～土 午後1時～5時
小学校学力向上学級	昭和48年 6月	各校同和教育主任 (昭和48年)	週2回 放課後
中学校学力向上学級	昭和48年 6月	当該小学校全教員 (昭和49年)	解放教育、レクリ エーション
成人学級	昭和48年 6月	同盟役員、県・市教委	土曜夜 17回 解放運動ほか
婦人学級	昭和49年 9月	〃	日曜午後 月2回 教養文化、解放教育
高齢者学級	昭和49年 6月	〃	日曜午前 月2回 教養文化、解放教育

その後、子供を対象とした事業は、学力向上を目指した学級から仲間づくりの学級へと変遷してきました。また、平成9年度より県費補助事業「人権教育推進市町村事業」を受け、その主旨を地区内外の交流の場、体験の場とし、集会所事業を再構築して現在に至っています。

「同対法」施行以前には、結婚や日常の交際などにおいて市民の中に地区に対する差別意識や偏見が広範囲にわたって見られましたが、現在では、同和問題を正しく理解するための集会所事業等によって状況の改善が図られています。

2 同和問題の正しい理解のための同和問題学習について

これまで述べてきたように、社会では同和問題が完全には解消されておらず、全ての人々が同和問題を正しく理解・認識しているとはいえない状態です。特に結婚や就職時の身元調査による差別事象は、大きな課題として残っています。このため、今後の同和教育は、特に心理的差別の解消を目指した教育・啓発活動を中心に据えて取り組むことが重要です。

このため、今後の同和教育においては、これまでの成果や手法を踏まえつつ、国際的な人権教育や他の人権課題に対する取組にも学びながら、差別のない社会を目指すために、体験型・参加型の啓発手法を積極的に取り入れる必要があります。具体的には、視聴覚教材を利用するとともに、当事者との交流や身近な人権問題学習を取り入れたり、指導者の養成に努めたりするなどの工夫・発展が求められます。

3 地区住民の文化・教育の向上について

「同対法」施行以前、地区住民の多くは差別と貧困によって教育を受ける機会に恵まれず、教育・文化の面で周辺の地域との間に大きな格差が見られました。このため地区住民の教育と文化を取り戻すための教育・文化活動が社会同和教育の課題でした。

そこで本市では、社会同和教育の目標の一つに、地区住民の教育・文化の向上を掲げ、集会所等を利用した様々な学級等を開設し、改善に努めてきました。

また、教育を受ける機会に恵まれなかった世代の人の教育や文化の向上についても、集会所事業や公民館等における生涯学習講座等の機会を設定し、積極的に推進してきました。

今後においても、これまでの取組の成果を踏まえ、受講者の自主性をより一層育成するとともに、地域の活性化につながるような講座等を積極的に開設し、若年層の参加を促進していきます。

4 仲間づくりを目指した集会所事業について

全ての人々が個性や価値観の違いを認め、互いを掛け替えのない個人として尊重する豊かな感性を育むとともに、その感性が日常生活において自然に態度や行動として現れるようにすることが大切です。このため、地域社会において子供同士がつながる、また子供と大人が交流する活動を推進することが必要です。

「同対法」施行以前には、地区と周辺の地域との間には見えない垣根が存在し、児童生徒間の交流が少なかったため、同和教育は仲間づくりを目標に進められてきました。

昭和48年の北本市立堀の内集会所設置とともに始まった集会所事業における仲間づくりは、地区外の児童生徒が本事業に参加するようになったことをきっかけに進展し、地区内外の交流が深まりました。

しかしながら、現在、学校にはいじめや不登校、非行問題行動、引きこもりなど様々な問題が残っています。その原因の一つに地域における子供たちの集団活動体験の喪失が指摘されています。

本市では、これまで地区内外の様々な年代の人々と子供たちとの交流の機会として、集会所を利用した事業を開催してきました。人々のこのような交流は、同和問題を始めとする様々な人権課題の解決への基盤となる相互理解を促進することになり、人権課題の解決を図るため、社会教育における人権教育及び人権啓発推進の拠点として設置された集会所の設置目的にも沿うものです。今後も子供たちの異年齢集団による学習や遊び及び様々な年代の人々と子供たちとの交流を通して、仲間づくりを目指した集会所事業の継続、充実に努めていきます。

5 地区内外の交流活動の促進について

同和問題の解決の基盤となる相互理解をより一層深めるため、集会所等を活用した地区内外の交流活動を促進していきます。

また、北足立管内市町と連携し、市内の諸団体に呼びかけて、人権フェスティバル等への参加を促していきます。

6 推進体制及び指導者の養成について

社会同和教育を具体的かつ効果的に推進するためには、教育委員会と学校、家庭、地域や関係諸団体と連携・協力していく必要があります。本市では、教育委員会の附属機関として北本市人権教育推進委員会を設置しています。同和教育の推進に当たっては、同委員会の答申、建議等を参考にしながら、人権教育の全体計画を企画・立案するとともに、人権教育推進計画の中に同和教育の推進計画を組み込み、着実な実行に努めます。

なお、同和教育を積極的に推進するためには、指導者の養成と適切な教材、資料が欠かせないことから、近隣市町や関係団体と連携を深め、「部落差別解消推進法」に示された目的及び基本理念を踏まえ、国や県の指針等に基づきながら指導者養成に努め、学習教材の開発や資料の作成に取り組んでいきます。

おわりに―部落差別のない社会を実現するために―

国は、「同対法」等に基づく同和問題への取組の結果、同和地区の生活環境はおおむね改善されたとし、平成14年に特別措置法に基づく事業を終了しました。その後は、平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、啓発を中心とした取組が行われてきました。しかしながら、いまだにインターネット上で新たな差別事象が発生しているように、同和問題は解決したとはいえない状況にあります。

こうした中、平成28年に「部落差別解消推進法」が成立しました。同法では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

本市としては、法の有無にかかわらず、差別がある限りは、同和問題は市の教育行政の重要課題として取り組むべきものと位置づけ、諸施策を推進してきました。今後は、これまでの同和教育の成果を踏まえつつ、社会の変化に伴って新たに発生した個別の人権課題等にも対応しながら、同和問題を重要課題の一つと位置づけ、その解決に全力で取り組んでいきます。同和問題の解決を図るとともに差別のない社会を実現することは、本市ばかりではなく、日本全体ひいては世界共通の願いです。

本市は、部落差別の解消のために同和教育の意義を改めて確認しつつ、学校教育及び社会教育が連携して必要な施策をより一層推進していきます。